

令和8年度

堺市育児支援ヘルパー派遣事業登録事業者募集要項

1 募集の趣旨

堺市では、妊娠中又は出産後に体調不良や育児に対する不安等により、家事や育児を行うことが困難であると堺市が認めた方に対し、育児支援ヘルパーを派遣し、家事や育児を支援する「育児支援ヘルパー派遣事業」を実施しています。

本事業の実施にあたり、ヘルパー派遣を希望する事業者は、事前に「堺市育児支援ヘルパー派遣事業登録事業者」として登録する必要があるため、登録事業者を募集します。

2 業務の仕様

堺市育児支援ヘルパー派遣業務契約関係書類【別紙1～3】参照

3 登録有効期間

令和8年4月1日（水）～令和11年3月31日（土）

4 登録事務担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1（堺市役所 高層館8階 南側）

堺市子ども青少年局 子ども育成課

電話：072-228-7612 FAX：072-228-8341

e-mail：koikusei@city.sakai.lg.jp

5 応募資格

次のすべての要件を満たす事業者とします。

- (1) 堺市内でサービス提供が可能であり、利用者の派遣要望に応えられるスタッフを有する、介護保険法第41条第1項に基づく指定居宅サービス事業所（訪問介護を含む）、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条以下に基づく指定障害福祉サービス事業者としての居宅介護事業所、もしくは同等の援助を提供できる者*。
- *「同等の援助が提供できる者」とは、複数名で構成された団体で、構成員（代表者を含む。）にサービス利用者の居宅で家事又は育児のサービスの提供実績がある者が含まれ、市長が居宅でのサービス提供が可能と認める者とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。
- (3) 応募書類提出締切日から登録日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない場合も、当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (4) 応募書類提出締切日から登録日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされていないこと（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）、等その他経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。
- (7) 市税及び国税である法人税（所得税）並びに消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。

6 募集のスケジュール

募集要項の配布 令和8年1月26日(月)～令和8年2月20日(金)
応募書類の受付 令和8年1月26日(月)～令和8年2月20日(金)

7 応募手順及び登録の可否に関する通知書の通知

(1) 募集要項の配布

令和8年1月26日(月)から令和8年2月20日(金)まで、堺市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 業務等についての問合せ

業務内容等に関する質問は、前記4の登録事務担当課までご連絡ください。

(3) 応募申請における提出書類等

ア 提出書類

- ・応募申請書【様式1】
- ・誓約書【様式2】
- ・現行の登記簿謄本、定款、寄付行為又はこれに類する書類(写し可。)
- ・事業実施体制確約書【様式3】
- ・指定書の写し(介護保険法第41条第1項に基づく指定居宅サービス事業所(訪問介護を含む)、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条以下に基づく指定障害福祉サービス事業者の場合)又は実績報告書※(任意様式)

※実績報告書(任意様式)…前記5 応募資格(1)の「同等の援助が提供できる者」に該当する場合、利用者の居宅における家事・育児のサービス提供の実績が分かる書類。

- ・事業所情報提供書【様式4】

※登録事業者として登録完了後に契約を締結する際は、こちらに記載されている情報を基に本事業の案内チラシ等に掲載する。

イ 応募申請締切日

令和8年2月20日(金)まで

ウ 提出場所

前記4の登録事務担当課

エ 提出場所

直接持参又は郵送

- ・直接持参の場合

上記応募申請締切日までの午前9時から午後5時まで(市の休日を除く。)に持参してください。

- ・郵送の場合

上記応募申請締切日までに必着とします。なお、郵送後は前記4の登録事務担当課へ電話で到着確認をしてください。

(4) 登録の可否に関する通知書の通知

資格確認後、登録の可否を通知します。前記5に規定する要件を満たさない場合は、応募資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知します。

8 辞退について

応募後に辞退する場合は、前記4の 登録事務担当課へ連絡し、応募辞退届【様式5】を提出してください。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格となります。また、登録するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、登録事業者として登録しません。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 業務を履行することが困難と認められる場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10 その他

- (1) 提出書類は登録の可否に関わらず返却しません。ただし、登録されなかった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務以外に使用しません。
- (2) 提出書類の作成など、応募に要する費用は応募者の負担とします。
- (3) 当該募集は、あくまで登録事業者の募集を行うものであり、登録は契約を約束するものではありません。それに伴う登録事業者が被る損害について、本市は一切賠償しません。